

## 令和6年度別府市リゾート産後ケア事業 事業概要

### 1 事業の目的

別府の財産である温泉とホテルや旅館(以下「宿泊施設」という。)という観光地ならではの資源を活かし、産後ケアサービスを実施する実施施設(以下「実施施設」という。)において、産後1年内の母子に対して休息時間を提供するとともに、産後ケアサービス実施担当者(以下「実施担当者」という。)による心身のケアや育児のサポート等を受けることで、育児不安の軽減や癒しを図ることを目的とする。

### 2 利用対象者と実施回数

- (1) 事業を利用できる者(以下「利用対象者」という。)は、事業を利用しようとする期間の最終日現在で1歳未満の子ども(きょうだい児は除く。)とその母親とし、別府市に住所を有するものとする。
- (2) 利用対象者の単位は、1歳未満の子ども(多胎児を含む)とその母親を1組とする。
- (3) 事業の利用については、1組につき1回限りとする。

### 3 事業の内容

#### (1) 産後ケアサービスの提供

実施施設又は宿泊施設において次のアに定める産後ケアサービスを実施することとし、必要に応じてイからエに定める産後ケアサービスを実施する。

- ア 母親と子どもの心身のチェック
- イ 母親と子どもに対する保健指導及び授乳指導
- ウ 母親に対する心理的ケアやカウンセリング
- エ 子どもの預かりを含む育児サポート等

#### (2) 宿泊施設における宿泊費の助成

- ア 宿泊に係る宿泊費(食事代を除く)の助成額は1泊あたり2万円以内とする。
- イ 利用対象者以外の家族等の同行は可能であるが、事業の対象者には含まない。

### 4 事業の実施方法

- (1) 事業の実施期間は、令和6年12月1日から令和7年2月28日までの間とし、実施日については別に定める。
- (2) 宿泊施設における泊数は、1泊2日とし、滞在可能時間は当該宿泊施設の規定によるものとする。
- (3) 利用可能な宿泊施設等は、実施日ごとに別に定める。
- (4) 実施施設における産後ケアサービスの利用可能時間については、実施日初日の午後1時から翌日の正午までとする。ただし、午後8時から翌日の午前8時までのこと

もの預かりについては、事前に利用申込を行ったものに限る。

- (5) 事業実施日の2週間前において募集時に告知した最低実施組数に満たない場合は、事業を中止することができる。

## 5 事業の利用手順

- (1) 事業の利用募集に対し、利用の申込をしようとする者(以下「申込者」という。)は、市が定めるインターネット上の申込フォームより利用申込を行う。
- (2) (1)の申込があった場合は、申込者が要件を備えているか否かの内容を審査し、その可否を決定し、申込者に通知する。ただし、実施日に募集した組数を上回る申込があった場合には、抽選によりその可否を決定するものとし、事業実施日の2週間前において募集時に告知した最低実施組数に満たない場合は、事業中止の連絡を行う。
- (3) (1)の申込により事業の実施を決定したときは、申込者に事業実施日及び宿泊施設が記載された利用決定通知により通知する。
- (4) (2)の結果、落選した申込者に対して、利用不決定の通知を行う。
- (5) 利用決定された利用対象者(以下「利用者」という。)は、利用決定された事業実施日の1日目に実施施設において、事業利用の手続きを行う。
- (6) 利用者は、事業利用の手続き後、宿泊施設に宿泊する。
- (7) 利用者は、事業利用終了時には、実施施設において事業利用終了の手続きを行わなければならない。

## 6 実施施設

実施施設は、あらかじめ指定する産後ケアサービスの提供を適切に行うことができる施設とする。

## 7 宿泊施設

- (1) 宿泊施設は、あらかじめ指定する施設とする。
- (2) 利用者は、宿泊施設の利用にあたり、ホテルの宿泊約款に従わなければならない。

## 8 事業の利用の取り消しの申出等

- (1) 利用者は、事業の利用を取消す際には、速やかに届け出なければならない。
- (2) 利用者は、事業の利用の取消しに伴いキャンセル料が発生する場合は、宿泊施設のキャンセルポリシーに従い、キャンセル料を宿泊施設に支払わなければならない。

## 9 事業の実施の決定の取消し

- (1) 次のアからエのいずれかに該当するときは、事業の実施の決定を取り消すことができる。

- ア 利用対象者に該当しなくなったとき。
  - イ 利用者から前条第1項の規定による届出があったとき。
  - ウ 偽りその他不正の手段により事業の実施の決定を受けたとき。
  - エ その他事業を継続し難い事情が生じたとき。
- (2) (1)により事業の実施の決定を取り消したときは、利用者に対して書面により通知するものとする。

#### 10 利用者の費用負担

次にかかる費用については、利用者が負担するものとする。

- (1) 宿泊施設に支払う宿泊費(食事代を除く)のうち2万円を超える額及び宿泊費に含まれない費用又はキャンセルに係る費用
- (2) 実施施設で提供するサービスのうち、自己負担が発生する有料サービス
- (3) 産後ケアサービスに含まれない消耗品等に係る費用
- (4) 飲食代
- (5) 実施施設まで及び実施施設と宿泊施設との間の移動に係る交通費